



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月18日

※地震関連第57報

担 当	福島労働局労働基準部健康安全課	
	課長	五十嵐 健一
	課長補佐	舞木 宏守
	安全衛生係長	伊藤 律子
	電 話	024-536-4603

「労働安全衛生法に規定する免許の取得済証明書」を 発行いたします。

東日本大震災により免許を紛失された方、原発の避難区域設定により免許を所持できなくなった方に、「労働安全衛生法に規定する免許の取得済証明書」を発行いたします。

『 手続き等について 』

1 適用される方

避難されている方で、作業従事のために至急免許が必要な方、再交付申請ができない方。
(免許再交付には、再交付申請の手続きが必要です)

2 対象となる免許の種類（20種類）

- ・衛生管理者（第一種、第二種、衛生工学）
- ・ボイラー技士（特級、1級、2級） ・ボイラー溶接士 ・ボイラー整備士
- ・クレーン運転士等免許（クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置）
- ・作業主任者（高圧室内、ガス溶接、林業架線、エックス線、ガンマ線写真撮影、特定第一種圧力容器取扱）
- ・発破技士 ・潜水土

3 証明書の発行

平成24年3月31日までを有効期間とする証明書を発行いたします。

4 受付場所

最寄りの労働基準監督署又は労働局健康安全課（又は安全課、健康課）

※ 技能講習修了証・特別教育修了証の再交付については、それぞれの修了証交付機関にお問い合わせ下さい。